

特定財源關係（地方税）

地方における道路特定財源一覧

【各税とも法律により用途を明定】

税 目	道路整備充当分	税 率	H17年度税収 (億円)
軽油引取税 昭和31年創設	全 額 : 都道府県及び指定市	(暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	10,556
自動車取得税 昭和43年創設	全 額 3/10 : 都道府県及び指定市 7/10 : 市町村	(暫定税率) 自家用は 取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,655
地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額の全額 (揮発油税と併課される) 58/100 : 都道府県及び指定市 42/100 : 市町村	—	3,072
石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の1/2 : 都道府県及び指定市	—	147
自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の1/3 : 市町村	—	3,767
計			22,197

注) 1. 税収は平成17年度地方財政計画による。

2. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末。

地方における道路特定財源の沿革

軽油引取税	○ 昭和31年度、既に揮発油税・地方道路税が課税されていたガソリン・エンジンの自動車との間での税負担の不均衡を是正するために、ディーゼル・エンジン車の燃料である軽油に対して、地方における道路特定財源として軽油引取税（道府県税）を創設
自動車取得税	○ 昭和43年度、第5次道路整備計画5箇年計画の策定によって大幅に増加することが確定した地方道路事業費の財源として、著しい自動車の増加と道路整備の必要性との関連、自動車による道路使用と道路整備との密接な受益関係に着目して、自動車取得税（道府県税）を創設
地方道路譲与税	○ 昭和29年度に、揮発油（国税）の道路財源化と併せて、同税収の1／3に相当する額を地方の道路財源として譲与する制度を創設 ○ 昭和30年度に、地方道路特定財源の充実を目的として、税収の全てを地方の道路特定財源として譲与する地方道路税（国税）を創設（全額が「地方道路譲与税」となる。）
石油ガス譲与税	○ 昭和41年度に、石油ガス税（国税）を創設した際に、同税収の1／2を地方の道路特定財源として譲与する石油ガス譲与税を創設
自動車重量譲与税	○ 昭和46年度に、自動車重量税（国税）を創設した際に、市町村の道路特定財源の充実を目的として、同税収の1／4を譲与する自動車重量譲与税を創設 ○ 平成15年度に、自動車重量税収の1／3に譲与割合を引上げ

地方における道路事業の状況

○道路事業費に占める特定財源の状況(試算値)

(単位:億円, %)

年度(平成)		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
区 分						
事業費	A	70,298	65,701	63,455	60,736	58,883
特定財源計	B	22,174	21,406	21,490	21,268	21,225
地方道路整備臨時交付金	C	7,155	7,102	7,033	7,072	7,408
特定財源比率	B/A	31.5	32.6	33.9	35.0	36.0
特定財源比率	(B+C)/A	41.7	43.4	44.9	46.7	48.6

- (注) 地方費分 1. 事業費及び特定財源については地方財政計画による。
 2. 事業費には臨時地方道整備事業費を含む。
 3. 特定財源のうち自動車取得税及び軽油引取税は徴収に要する費用を控除した額である。
 (自動車取得税5%、軽油引取税7%)

○道路の整備状況(平成15年4月1日現在)

(単位:km, %)

区 分	改 良		
	実延長 (A)	改良済延長 (B)	改良率 (B)/(A)
一般国道	54,004	48,660	90.1
都道府県道	128,719	83,751	65.1
市町村道	992,674	529,665	53.4
地方道計	1,121,393	613,416	54.7
合 計	1,175,397	662,076	56.3

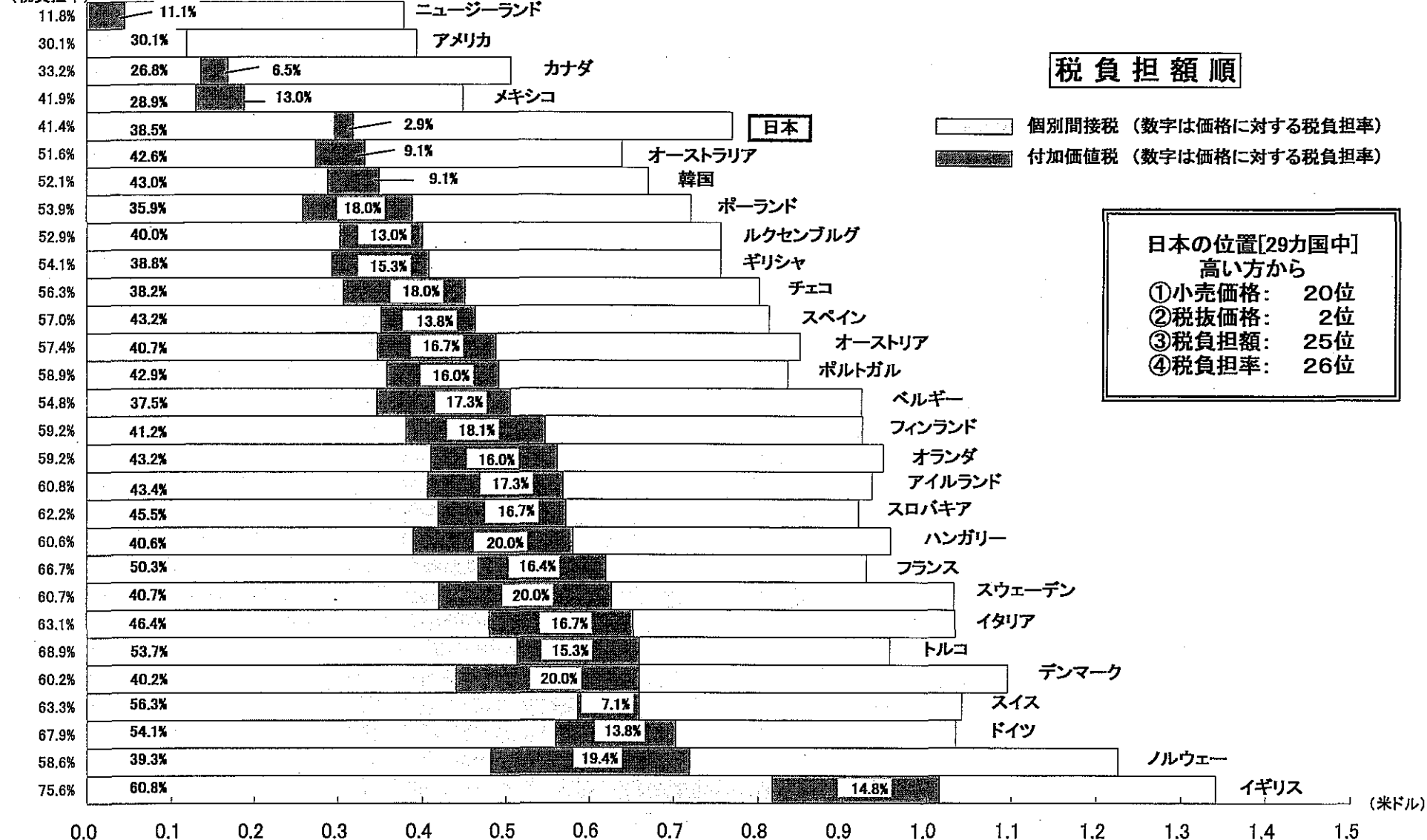
- (注) 「道路統計年報」(国土交通省道路局)による。
 単位未満四捨五入により合計が内訳が一致しない箇所がある。

軽油の小売価格に占める税の負担割合の国際比較（未定稿）

【参考資料】

OECD諸国の軽油1リットル当たりの価格と税(2003年第4四半期)

税負担額順



出典:IEA「エネルギー価格と税(2004年第1四半期)」。

(注)1. わが国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。

2. わが国の個別間接税は、軽油引取税である。